

# 作業環境測定のための

労

働

衛

生

関

係

法

令

2026

## 序

労働者の健康確保を的確に行うためには、化学物質、粉じん等の健康に有害な因子が作業環境中にどの程度存在し、作業者がこれらの有害な因子にどの程度さらされているかを正しく把握することが基本となります。その結果を踏まえ、必要な場合には作業環境の改善対策を講じて、作業者の有害な因子へのばく露を許容できる程度以下に下げることが必要となります。

労働安全衛生法第65条の2では、「事業者は……作業環境測定の結果の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認められるときは、……施設又は設備の設置又は整備、健康診断の実施その他の適切な措置を講じなければならない」とされ、作業環境測定およびその結果の評価は、事業場における労働安全衛生マネジメントの中核的なプロセスを構成しています。

平成18年に労働安全衛生法が改正され、事業者による危険性または有害性の調査の努力義務が導入され、広く職場で使用される化学物質がリスク管理の対象となりました。これによって、事業者による自律的なリスク管理の観点からは、作業環境測定についても、化学物質のリスク評価の手法として、その対象が法令による測定義務のある物質およびこれまで通達により作業環境測定の実施が推奨されていた物質の範囲を超えて、広く有害性のある化学物質全般に拡大したことになります。

このような状況の中で、作業環境測定の本質的部分を担う作業環境測定士の役割への期待はさらに拡大しており、その役割を適切に果たしていくためには、測定に係る技術的・専門的な研鑽に加えて、関連する労働安全衛生法令についての正しい知識を身につけ、日々の活動の中でこれを適用できることも重要となっています。

このような観点から、公益社団法人日本作業環境測定協会は、作業環境測定士が関連する労働安全衛生法令についての正しい知識を効率的に身につけ

ることができるよう、膨大な労働安全衛生関係法令から、作業環境測定士に関連のある内容をまとめた『作業環境測定 関係法令』を昭和 59 年に初版刊行し、以来広く利用されてまいりました。また、本書は、作業環境測定士試験を受験しようとする方々の参考書としても、広く利用していただいております。

このたび、最近の法令改正の動きを踏まえて最新の内容を盛り込んで『作業環境測定のための労働安全衛生関係法令 2026』として新たに刊行することといたしました。本書が、作業環境測定士および作業環境測定士試験を受験しようとする方々はじめ、広く事業場の安全衛生を担当される方々に広く利用され、よりよい作業環境の実現に役立つことを願うものです。

2026 年 3 月

(公社)日本作業環境測定協会

# 目 次

序	1
---	---

はじめに	5
------	---

## 第 1 部 労働安全衛生関係法令のポイント

1. 労働安全衛生法のポイント	15
2. 労働安全衛生法における作業環境測定制度の枠組み	27
3. 作業環境測定基準	32
4. 作業環境測定結果の評価	35
5. 労働安全衛生法に基づく諸規則（省令）のポイント	38
6. 作業環境測定法	59
7. じん肺法	64

## 第 2 部 労働安全衛生法

1. 労働安全衛生法制定の趣旨等	69
2. 労働安全衛生法の労働衛生関係主要条項	71
作業環境測定基準	144
作業環境評価基準	187

## 第 3 部 労働安全衛生法関係厚生労働省令

1. 労働安全衛生規則（衛生基準のみ）	237
2. 粉じん障害防止規則	253
3. 石綿障害予防規則	270
4. 電離放射線障害防止規則	294
5. 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を 除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則	318
6. 特定化学物質障害予防規則	328

7. 鉛中毒予防規則	368
8. 四アルキル鉛中毒予防規則	389
9. 有機溶剤中毒予防規則	392
10. 高気圧作業安全衛生規則	412
11. 酸素欠乏症等防止規則	415
12. 事務所衛生基準規則	422
13. 機械等検定規則，防じんマスク・防毒マスク・電動ファン付き 呼吸用保護具の規格	429

## 第4部 作業環境測定法

1. 作業環境測定法制定の趣旨などについて	443
2. 作業環境測定法の主要条項	445

## 第5部 じん肺法

じん肺法	485
------	-----

## 付 録

1. 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針	505
2. 危険性又は有害性等の調査等に関する指針	509
3. 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針	514

さくいん	524
------	-----

# はじめに

## —労働安全衛生関係法令とは—

### 0.1 法令の概要

労働安全衛生関係法令は、労働者の安全と健康の確保のために、国、事業者、労働者などの関係者がそれぞれ行うべきこと、必要な制度の確立などについて扱う法令体系であり、厚生労働省が所管している分野です。

労働者の安全と健康の確保の第一義的な責務は、労働者を使用する事業者にあるということが基本理念となっており、そのため、法令の内容の中心は「事業者は、……しなければならない。」という条文に代表される、事業者が行うべきさまざまな措置義務について定めるものとなっています。

労働者についての義務規定は少なく、事業者が法令に基づいて実施する措置に協力すべきこと（例えば、保護具を支給されたら、それを使うこと）が中心です。

このほか、免許試験、技能講習、作業環境測定、検査検定など、事業者が自ら行うことは難しいこと、適切ではないことなどについて、これら安全衛生サービスを適切に実施させるための規定などについても、かなりの条項が存在します。

法令の体系は、「法律」—「政令」—「省令」（内閣府が定めるものは「府令」）—「告示」で構成され、このほかに、法令を実施していくうえで行政の所管部局（労働安全衛生関係法令については、厚生労働省労働基準局ないしは安全衛生部）の長から都道府県の出先機関の長である労働局長に出される指示文書を「通達」といい、法令ではありませんが、法令の条文の行政による解釈などがわかるので参考にされています（文書は、「令和\*年\*月\*日 基発第\*号」という番号のもとに、文書名がつきます。当協会の会員専用ウェブサイト、中央労働災害防止協会安全衛生情報センターのウェブサイトなどで検索ができます）。

「法律」は国会の議決により成立します。法律には、国民（事業者、労働者が当然含まれます）の権利や義務に関する基本的な骨格を定め、それに従って詳細は順次「政令」「省令」に降ろされます（委任といいます）。

「政令」は、法律の定めに従って内閣の閣議により議決して制定し（すなわち、所管省のみが勝手には決められない）、「省令」は、所管省の大臣の決裁により成立します。「省令」は、「規則」とも呼びます。「告示」は、省令同様、所管大臣の決裁により出すことができ、「作業環境測定基準」「作業環境測定評価基準」など、法令に基づいてある項目についてまとめた内容を出すときに使います。

労働安全衛生関係法令は、最も基本的かつ包括的な法律である「労働安全衛生法」を中核として、次のような体系となっています（安全関係を除く）。

法令は、官報に掲載された時点が公布日となりますが、公布即実施（施行）となるものと、一定期間をおいて施行されるものがあり（同じ法令でも、ある条文は公布日から施行され、他の条文はそうでない場合も多い）、公布日と施行日は6ヵ月、1年などの差があることが多くなっています。これは、多くは、その条文に従うために事業者等において準備に時間がかかることを考慮したものです。

なお、本書に掲載した法令は、令和7年1月31日現在のものとしております。

## 0.2 労働安全衛生法令の体系

労働安全衛生関係法令は、安全衛生に関する基本的かつ包括的な法律である「労働安全衛生法」を中核として、次のような体系となっています（安全関係を除く）。

### <1>労働安全衛生法（昭和47年）および同法に基づく政令、厚生労働省令または厚生労働省告示の概要

#### 1) 労働安全衛生法制定の趣旨

職場における、または仕事に関する労働者の健康と安全を確保するために、

法	政令	省令	告示
・労働安全衛生法 (昭和 47 年)	・労働安全衛生法施行令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生規則</li> <li>・粉じん障害防止規則</li> <li>・石棉障害予防規則</li> <li>・電離放射線障害防止規則</li> <li>・東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則</li> <li>・特定化学物質障害予防規則</li> <li>・鉛中毒予防規則</li> <li>・四アルキル鉛中毒予防規則</li> <li>・有機溶剤中毒予防規則</li> <li>・高気圧作業安全衛生規則</li> <li>・酸素欠乏症等防止規則</li> <li>・事務所衛生基準規則</li> <li>・機械等検定規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈作業環境測定関係〉</li> <li>・作業環境測定基準 (昭和 51 年)</li> <li>・作業環境評価基準 (昭和 63 年)</li> <li>〈構造規格関係〉</li> <li>・防じんマスクの規格</li> <li>・防毒マスクの規格 など</li> </ul>
・作業環境測定法	・作業環境測定法施行令	・作業環境測定法施行規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業環境測定士規程</li> <li>・作業環境測定機関となるために必要な厚生労働大臣の定める基準 など</li> </ul>
・じん肺法		・じん肺法施行規則	

事業者等関係者の責任体制を明確にし、各関係者が実施すべき事項等を定めたもの。

この法律の制定以前は、安全衛生は労働基準法に依っていたが、工法の複雑化、事業規模の拡大、重層請負など事業実施体制の実情、化学物質等新たな原材料の導入等に効果的に対応するために、労働安全衛生分野のみについて総合的な法律が必要になったことにより新たに制定された。

- ① 「事業者」が主要な義務者
- ② 「注文者」「設計者」「製造者」「輸入者」等、事業者以外にも義務また

は努力義務

- ③ 「事業場」が安全衛生管理の基本（cf. 「作業場所」「屋内作業場」）
- ④ 「鉱山における保安」「船員法の適用を受ける船員」「非現業の国家公務員」などについては適用がない。

## 2) 法律の構成

- ・総則（目的、定義、事業者の責務）」
- ・労働災害防止計画（厚生労働大臣による5か年計画の策定）
- ・安全衛生管理体制（事業場における安全衛生の推進のための体制）
- ・事業者等の行うべき危害防止措置（事業場に存在する、または仕事に伴うさまざまなリスクに対応するための事業者等の措置義務について規定。具体的措置は省令に委任している）
- ・機械、危険物、有害物の流通規制を含む規制（ボイラ・クレーン・プレス機械などの危険機械の検査・検定・定期自主検査等、危険有害化学物質の表示・SDSの提供・製造禁止・製造許可その他の規制）
- ・安全衛生教育、作業環境測定、作業管理、健康管理（健康診断等）
- ・健康増進、快適職場の形成
- ・免許、指定試験機関、登録教習機関
- ・安全衛生改善計画等と労働安全・衛生コンサルタント
- ・監督等

## 3) 政 令

- ・労働安全衛生法施行令（政令（昭和47年））  
労働安全衛生法が規定する事業者の種々の義務のかかる範囲（業種、規模、作業の種別、機械・化学物質等の種類等）などについて定めている。

## 4) 省 令

- ・労働安全衛生規則（以下「規則」はいずれも厚生労働省令。（昭和47年））  
労働安全衛生法および労働安全衛生法施行令に基づき（以下同様）、同法、同施行令から省令に委任された事項その他同法を施行するために必要な事項を定めている。
- ・粉じん障害防止規則（昭和54年）  
労働者が粉じんにさらされることによりじん肺その他の健康障害を起こすことを予防するために、事業者が取るべき措置等を定めている。

- ・石綿障害予防規則（平成 17 年）  
石綿（アスベスト）を吸引することによる肺がん、中皮腫等を予防するために、事業者が取るべき措置等を定めている。
- ・電離放射線障害防止規則（昭和 47 年）  
放射線業務において、エックス線、ガンマ線、アルファ線等の電離放射線にばく露（外部被ばく、内部被ばく）することによる労働者の健康障害を予防するために、事業者が取るべき措置等を定めている。
- ・東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成 23 年）  
東日本大震災に伴う原子力発電所事故の復旧・復興作業などに際し汚染土壌等の取扱作業等を行う労働者の健康障害を予防するために、事業者が取るべき措置等を定めている。
- ・特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年）  
化学物質による発がん、神経障害、皮膚炎等の健康障害を予防するために、事業者が取るべき措置等を定めている。
- ・鉛中毒予防規則（昭和 47 年）  
鉛およびその化合物の蒸気または粉じんを発生する業務において、これらを作業者が吸入すること等による鉛中毒を予防するために、事業者が取るべき措置等を定めている。
- ・四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年）  
四アルキル鉛および加鉛ガソリン（四アルキル鉛等）による中毒を予防するために、事業者が取るべき措置等を定めている。
- ・有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年）  
溶剤等として製造したり、使用する過程で有機溶剤を吸入することによる中毒の防止等のために、事業者が取るべき措置等を定めている。
- ・高気圧作業安全衛生規則（昭和 47 年）  
高圧室内業務および潜水業務において大気圧を超える圧力下の作業による減圧症、有害ガス等による爆発または健康障害等の防止のために、事業者が取るべき措置等を定めている。
- ・酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年）  
酸素欠乏危険場所における作業等による酸素欠乏症または硫化水素中毒の予防のために、事業者が取るべき措置等を定めている。

- ・事務所衛生基準規則（昭和 47 年）

事務所における換気，温湿度管理，二酸化炭素等の濃度管理，清潔，休養等について事業者が行うべき措置等を定め，事務所における衛生水準の確保を目的とする。

#### 5) 厚生労働省告示

[作業環境測定関係]

- ・作業環境測定基準（昭和 51 年）
- ・作業環境評価基準（昭和 63 年）

[構造規格関係]

- ・防じんマスクの規格
- ・防毒マスクの規格
- ・電動ファン付き呼吸用保護具
- ・再圧室構造規格
- ・潜水器構造規格
- ・エックス線装置構造規格
- ・ガンマ線照射装置構造規格
- ・チェンソーの規格

その他，告示は多数出ている。

## <2>作業環境測定法（昭和 50 年）および同法に基づく政令または厚生労働省令

### 1) 作業環境測定法

労働安全衛生法に定める作業環境測定の適切な実施等のため，「作業環境測定士」「作業環境測定機関」「指定作業場」を定義するとともに，これらの業務や義務等を定めたもの。

### 2) 作業環境測定法施行令

4 条のみからなり，「指定作業場」「手数料」などを定めている。

### 3) 作業環境測定法施行規則

作業環境測定法の中で，省令に委任された事項および作業環境測定法の実施に必要な措置を定めている。

### <3>じん肺法（昭和 35 年）および同法に基づく厚生労働省令

「じん肺」とは、土石、岩石、鉱物等の粉じんを吸入することにより肺に生じた線維増殖性変化を主体とする疾病をいう。不可逆的で治癒は困難。

じん肺法の趣旨は、じん肺に関して適切な予防および健康管理その他必要な措置を講ずることにより労働者の健康と福祉を図ることであり、「常時粉じん作業」従事者を「管理区分 1～4」の分類および「合併症」罹患の有無に応じて健康管理を行う。

具体的には、「じん肺」「合併症」「粉じん作業」などの定義、じん肺健康診断の実施内容の基本項目、エックス線写真の像による型（第 1 型～第 4 型）区分およびじん肺健康診断の結果による「じん肺管理区分」（管理 1～管理 4）、健康診断の種類・実施手順、じん肺管理区分の決定手続き、健診結果に基づく措置、「じん肺診査医」「粉じん対策指導委員」の設置等を定めている。

じん肺健康診断では、他の健康診断と異なり、有所見者については都道府県労働局長が事業者等からエックス線写真および必要書類の提出を受けて「地方じん肺診査医」の診断または審査に基づき「じん肺管理区分」を決定し、事業者は、その結果に従い、関係労働者の健康管理を行う。

「管理 4」と診断された者および「合併症」に罹患している者は、療養を要する。

#### ・じん肺法施行規則

具体的な「粉じん作業」の範囲、健康診断の細目、じん肺管理区分の決定手続きの細目など、省令に委任された事項その他のじん肺法の実施に必要な措置を定めている。

※ じん肺法およびじん肺法施行規則は、じん肺の予防のための作業環境管理、作業管理等に係る条文がなく、健康管理を中心とした法令となっている。

じん肺の予防措置については、昭和 54 年に粉じん障害防止規則として制定された。

# さ く い ん

## 【A-Z】

A 測定 33, 150, 188  
B 測定 33, 150, 188  
C 測定 33, 198  
D 測定 33, 198  
GHS→化学品の分類及び表示  
に関する世界調和システ  
ム  
ISO 45001 109  
JIS Q 45100 109  
SDS→安全データシート  
OSHMS→労働安全衛生マネ  
ジメントシステム  
PDCA サイクル 109

## 【あ】

空容器の処理（有機則）  
411  
安全衛生委員会 103  
安全衛生改善計画 223  
安全衛生管理体制 73  
安全衛生教育 135  
安全衛生診断 223  
安全衛生推進者等 80  
安全管理者 76  
安全管理者等に対する教育等  
103  
安全データシート（SDS：  
Safety Data Sheet）  
123, 125

## 【い】

石綿含有成形品の除去および  
石綿含有仕上げ塗材の電  
動工具による除去に係る  
措置 277  
石綿作業主任者技能講習  
292  
石綿作業主任者の職務  
283

石綿作業主任者の選任  
283  
石綿障害予防規則 44,  
270  
石綿等が吹き付けられた建築  
物等における業務に係る  
措置 279  
石綿等の使用の状況の通知  
278  
石綿等の製造等に係る基準  
（石綿則） 291  
石綿等の切断等の作業等に係  
る措置 280  
石綿等を取り扱う業務等に係  
る措置 273  
石綿等を取り扱う業務に係る  
その他の措置 280  
石綿の濃度の測定 173  
石綿分析用試料等に係る措置  
291  
石綿分析用試料等の製造許可  
手続き及び許可の基準  
292  
石綿を含有するおそれのある  
製品の輸入時の措置  
291  
石綿を含有する製品に係る報  
告 293  
1,3-ブタジエン等に係る措置  
360  
1,3-プロパンスルホン等に係  
る措置 362  
一般的防止措置（酸欠則）  
418  
インジウム化合物等に係る措  
置 355

## 【え】

衛生委員会 100  
衛生管理者 76  
衛生推進者・（安全）衛生推進

者 80  
疫学的調査等 233  
液体捕集方法 144  
エチレンオキシド等に係る措  
置 355  
エックス線作業主任者、ガン  
マ線透過写真撮影作業主  
任者 312  
エックス線作業主任者の選任  
および職務 312  
エックス線写真等の提出命令  
（じん肺法） 498  
エックス線写真の像 491  
絵付けに係る設備 378  
塩素化ビフェニル等に係る措  
置 354

## 【お】

オーラミン等 332  
屋内作業場の周壁が開放され  
ている場合の適用除外  
399  
汚染の防止（除染電離則）  
325  
汚染の防止（電離則） 307  
温湿度調節 249  
温度および湿度 249

## 【か】

海外派遣労働者の健康診断  
207  
改善指示制度 240  
解体等の業務に係る措置（石  
綿則） 273  
快適な職場環境の形成のため  
の指針の公表等 219  
快適な職場環境の形成のため  
の措置 219  
外部放射線の防護 303  
加鉛ガソリン 389  
化学品の分類及び表示に関す

る世界調和システム  
(GHS: Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals) 120, 123, 125

化学物質 71

化学物質, 化学物質を含有する製剤その他の物を製造し, または取り扱う設備等についての改造等の作業に係る仕事の注文者の講ずべき措置 110

化学物質管理者 239

化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針 108, 130, 514

化学物質の有害性の調査 131

加工施設等における作業規程 309

過重労働 213

ガス等の発散の抑制等 237

型式検定 113

型式検定を受けるべき機械等 114

型式検定を受けるべき防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具 115

型式検定を受けるべき防毒マスク 115

合併症 486

加熱された炉の修理 249

簡易測定機器 448

含鉛塗料等の製造に係る設備 377

換気 247

換気(酸欠則) 418

換気装置の稼働(有機則) 402

換気装置の構造, 性能等(鉛則) 380

換気装置の性能等(有機則) 401

がん原性 133

監視人等(酸欠則) 420

間接撮影時の措置 303

乾燥設備(鉛則) 378

監督等 226

ガンマ線照射装置 111

ガンマ線透過写真撮影作業主任者の選任および職務 313

管理(石綿則) 283

管理(特化則) 346

管理(鉛則) 381

管理(粉じん則) 264

管理(有機則) 403

管理が良好な事業場の適用除外(特化則) 335

管理が良好な事業場の適用除外(鉛則) 372

管理が良好な事業場の適用除外(粉じん則) 257

管理が良好な事業場の適用除外(有機則) 398

管理区域, 線量の限度・測定 299

管理区域の明示等 299

管理区分 188, 195

管理第二類物質 333

管理濃度 188, 189

## 【き】

気温, 湿度等の測定 152

機械等検定規則 429

機械等並びに危険物及び有害物に関する規制 111

機械等に関する規制 111

機械等の改善命令 113

機械等の種類 228

規格に適合した機械等の使用 113

規格を具備すべき防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具 113

規格を具備すべき防毒マスク 113

危険性又は有害性等の調査 109

危険性又は有害性等の調査等

に関する指針 108, 509

危険の防止 104

危険物及び有害物に関する規制 116

危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針 135

気こう室 414

技術上の指針等の公表等 107

気積 247

気積および換気 247

既存化学物質 133

喫煙等の禁止 309, 326

技能講習 221

救急用具 252

救急用具(事務所則) 428

休憩室等(石綿則) 285

休憩室・洗浄設備・喫煙等の禁止・掲示・作業の記録(特化則) 352

休憩設備(粉じん則) 264

給湿 249

救出時の空気呼吸器等の使用(酸欠則) 420

給食従業員の検便 207

急迫した危険からの退避 106

休養 250

休養(事務所則) 428

業務規程(作業環境測定法) 472

業務の休廃止等の届出 474

局所排気装置およびブッシュプル型換気装置の定期自主検査(有機則) 404

局所排気装置等の稼働(特化則) 342

局所排気装置等の稼働(石綿則) 282

局所排気装置等の管理(粉じん則) 264

局所排気装置等の性能（鉛則）  
381  
局所排気装置等の設置が困難な場合における設備の特例（有機則） 399  
局所排気装置等の定期自主検査（鉛則） 382  
局所排気装置等の特例（鉛則）  
379  
局所排気装置等の要件（石綿則） 281  
局所排気装置等の要件等（粉じん則） 262  
局所排気装置の稼働の特例（有機則） 403  
局所排気装置の性能（有機則）  
401  
局所排気装置のダクト（鉛則）  
380  
局所排気装置のフード等（有機則） 401  
局所排気装置の要件（特化則）  
341  
局所排気装置または排気筒のフード（鉛則） 380  
記録の作成および保存等（じん肺法） 499  
緊急作業における被ばく限度  
300  
緊急診断（特化則） 365  
緊急診断（有機則） 409  
緊急措置（電離則） 311  
禁止物質の製造等に係る基準等（特化則） 366  
金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習 367  
金属アーク溶接等作業に係る措置 364

【く】

空气中の放射性物質の濃度  
307  
国の援助等 134  
グラスファイバーろ紙 448  
燻蒸作業に係る措置 358

## 【け】

計画の届出（等） 226  
計画の届出をすべき機械等  
227  
計画の届出をすべき業種  
227  
揭示（石綿則） 285  
揭示（粉じん則） 264  
揭示（有機則） 404  
警報装置等（電離則） 305  
欠格条項（作業環境測定士）  
453  
研究開発の推進等 233  
健康管理 201  
健康管理（じん肺法） 64、  
492  
健康管理（鉛則） 386  
健康管理手帳 215  
健康管理のための措置（じん肺法） 499  
健康教育等 218  
健康障害の防止のための措置等に当たって行う作業環境測定 199  
健康診断 200  
健康診断（石綿則） 288  
健康診断（除染電離則）  
326  
健康診断（電離則） 315  
健康診断（特化則） 364  
健康診断（鉛則） 386  
健康診断（有機則） 407  
健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針 211  
健康診断結果の記録の作成  
208  
健康診断結果報告（石綿則）  
290  
健康診断結果報告（特化則）  
365  
健康診断結果報告（有機則）  
409  
健康診断実施後の措置  
210

健康診断の結果についての医師からの意見聴取（石綿則） 289  
健康診断の結果についての医師等（または歯科医師）からの意見聴取 209  
健康診断の結果の記録  
209  
健康診断の結果の記録（石綿則） 289  
健康診断の結果の通知  
211  
健康診断の結果の通知（石綿則） 290  
健康診断の結果の通知（有機則） 409  
健康診断の指示 207  
健康診断の実施（石綿則）  
288  
健康診断を行うべき有害な業務 201  
健康の保持増進のための指針の公表等 218  
健康の保持増進のための措置  
140  
研修の指示（作業環境測定法）  
479  
原子炉施設における作業規程  
309  
建設業等における爆発・火災時の救護措置に際して講ずべき措置 106  
建設業に係る計画の届出  
230  
建設物等に係る健康等を保持するための措置 105  
検知管方式 160, 177, 448  
建築物の解体等の作業等の条件（石綿則） 279  
建築物の室についての測定  
155

## 【こ】

高圧室内業務 412  
合格証および講習修了証  
460

合格の取消し等 460  
高気圧作業安全衛生規則 412  
講習 460  
厚生労働大臣が定める標章 123  
厚生労働大臣等の権限（作業環境測定法） 478  
厚生労働大臣の定める基準（作業環境測定法） 466  
高度プロフェッショナル制度 213  
坑内の気温 249  
坑内の作業場における測定 154  
坑内の炭酸ガス濃度の基準 241  
坑内の通気設備 248  
コークス炉に係る措置 356  
呼吸用保護具等 246  
呼吸用保護具等（鉛則） 387  
呼吸用保護具等の使用（石綿則） 280  
呼吸用保護具の使用（粉じん則） 267  
呼吸用保護具・保護具の数等（石綿則） 290  
個人ばく露測定 130, 449  
個人ばく露測定講習 267, 351, 364, 385, 406  
個人サンプリング法 151, 172, 174, 186, 449  
固体捕集方法 144  
コバルト等に係る措置 356  
コントロール・バンディング 130  
コンベヤー 378

## 【さ】

再圧室 111  
採光および照明 248  
作業衣（鉛則） 388

作業が定常的に行われている時間 148  
作業環境管理 201  
作業環境管理専門家 266, 350, 385, 406  
作業環境測定 72, 140, 446  
作業環境測定（電離則） 314  
作業環境測定（粉じん則） 265  
作業環境測定機関 465  
作業環境測定基準 27, 32, 144  
作業環境測定基準別表第1 162  
作業環境測定基準別表第2 178  
作業環境測定士 445, 453  
作業環境測定士試験 453  
作業環境測定士の資格 453  
作業環境測定士名簿 455  
作業環境測定等（酸欠則） 418  
作業環境測定の結果の評価等 186  
作業環境測定の実施 448  
作業環境測定法 59, 443  
作業環境測定を行うべき作業場 141, 242  
作業環境測定を行うべき作業場と測定の種類等 30, 142  
作業環境評価基準 27, 35, 187  
作業環境評価基準別表 189  
作業管理 201  
作業規程（特化則） 344  
作業計画（石綿則） 274  
作業計画（除染電離則） 324  
作業計画による作業の記録 287  
作業行動による労働災害の防

止 105  
作業時間の制限 200  
作業室（高圧則） 414  
作業主任者 88  
作業主任者（酸欠則） 419  
作業場の種類 452  
作業転換のための教育訓練（じん肺法） 501  
作業に係る設備等（石綿則） 280  
作業の管理 200  
作業の記録（石綿則） 286  
作業の指揮者（除染電離則） 324  
作業の転換（じん肺法） 499  
作業の届出（石綿則） 276  
作業の届出（除染電離則） 325  
作業方法、場所の危険防止 105  
産業医（等） 81  
残さい物処理（特化則） 343  
三酸化二アンチモン等に係る措置 357  
酸素及び硫化水素の濃度の測定 174  
酸素欠乏 415  
酸素欠乏危険作業 415  
酸素欠乏危険作業主任者技能講習 421  
酸素欠乏危険場所 95  
酸素欠乏症 415  
酸素欠乏症等 415  
酸素欠乏症等防止規則 415  
酸素欠乏等 415  
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 421  
サンプリング 72, 449

## 【し】

四アルキル鉛 389  
四アルキル鉛中毒予防規則 389

四アルキル鉛等 389  
四アルキル鉛等業務 95, 391  
歯科医師による健康診断 207  
事業者 71, 446  
事業者(除染電離則) 321  
事業者(じん肺法) 486  
事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針 219  
事業者等の責務 72  
事業者によるエックス線写真等の提出(じん肺法) 496  
事業者の行うべき調査等 108  
事業者の講ずる措置 219  
事業者の責務(石綿則) 270  
事業者の責務(特化則) 338  
事業者の責務(粉じん則) 253  
事業場における労働者の健康保持増進のための指針 220  
事業場の安全又は衛生に関する改善措置等 222  
事業廃止の際の報告(石綿則) 293  
試験 458  
事故等の報告(酸欠則) 421  
仕事の範囲 229  
事故に関する測定および記録(電離則) 312  
事故の場合の退避等(有機則) 405  
事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業における作業規程 310  
事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業の届出 311  
事故由来放射性物質 321

事故由来放射性物質に係る汚染の防止 309  
事故由来放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る放射線障害防止の基本原則 318  
自主的活動の促進のための指針 108  
施設等における線量の限度 300  
事前調査及び分析調査(石綿則) 273  
事前調査等(除染電離則) 324  
湿式型の衝撃式削岩機の給水 263  
湿潤な状態に保つための設備による湿潤化 263  
疾病の報告 231  
指定緊急作業従事者等に係る記録等の提出 316  
指定作業場 143, 443, 446  
指定試験機関 463  
指定試験機関の指定 221  
指定登録機関 456, 464  
自発的健康診断 208  
自発的健康診断の結果の提出 208  
事務室の環境管理(事務所則) 422  
事務所衛生基準規則 57, 422  
就業禁止(鉛則) 387  
就業時健康診断(じん肺法) 492  
就業制限 139  
受験資格 459  
受動喫煙の防止 218  
焼結鉋等 368  
使用された器具等の付着物の除去(石綿則) 285  
照射筒等 303  
照度 248  
譲渡 111, 117  
譲渡等の制限等 111

照明 248  
少量取扱の適用除外(有機則) 397  
省令委任 107  
職長等の教育を行うべき業種 138  
食堂および炊事場 252  
除じん(石綿則) 282  
除じん(特化則) 342  
除じん装置(鉛則) 380  
除じん装置の設置(粉じん則) 261  
除じん装置の要件等 263  
女性労働基準規則 195  
除染電離則→東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則 318  
除染電離則電離放射線健康診断個人票 326  
除染等業務 321  
除染等業務従事者 321  
除染等業務従事者の被ばく限度 323  
除染等業務における電離放射線障害の防止 323  
除染等業務に係る特別の教育 326  
除染等業務の実施に関する措置 324  
除染等作業 322  
除染特別地域等 321  
書類の保存(作業環境測定法) 479  
書類の保存等 232  
試料採取方法 162, 178  
人員の点検等(酸欠則) 419  
新規化学物質 133  
診察および処置(酸欠則) 420  
診察等(除染電離則) 325  
診察等(電離則) 312  
心身の状態に関する情報の取

扱いおよび健康診断に関する秘密の保持 232  
じん肺 486  
じん肺管理区分 491  
じん肺管理区分の決定手続等 496  
じん肺健康診断 488, 492  
じん肺法 64, 485  
心理的な負担の程度を把握するための検査等（ストレスチェック） 213

### 【す】

随時申請（じん肺法） 497  
随時診断（鉛則） 387

### 【せ】

清潔 250  
清潔（事務所則） 428  
清潔の保持等（鉛則） 383  
製剤その他のもの 125  
清掃（粉じん則） 265  
製造業等の元方事業者による作業間の連絡および調整を行うことに関する措置 110  
製造等（石綿則） 291  
製造許可等（特化則） 366  
製造等が禁止される有害物等 116  
製造等に係る措置（特化則） 340  
製造等の禁止 116  
製造等の禁止の解除手続（石綿則） 291  
製造の許可 118  
製造の許可等（特化則） 366  
製造の許可を受けるべき有害物 119  
政府の援助等（じん肺法） 501  
設備（鉛則） 372  
設備（有機則） 398  
設備等の基準（粉じん則） 258

設備等の適用除外（粉じん則） 260  
設備の改造等の作業（特化則） 344  
設備の性能等（石綿則） 281  
設備の性能等（粉じん則） 262  
施釉に係る設備 377  
潜水器 111  
潜水業務 412  
全体換気装置の性能（鉛則、有機則） 381, 402  
専用の保護具等 247  
線量当量率等の測定 156  
線量当量率等の測定等 314  
線量の限度および測定 323  
線量の測定 301, 323  
線量の測定結果の確認、記録等 302, 323

### 【そ】

騒音障害防止用の保護具 247  
騒音の測定 152  
騒音の伝ばの防止 242  
騒音を発する場所の明示等 241  
総括安全衛生管理者 74  
送気マスクの使用（有機則） 410  
送気マスクまたは有機ガス用防毒マスクの使用（有機則） 410  
相対濃度指示方法による測定において使用する質量濃度変換係数及び妨害物質がある場合における検出管方式による測定の具体的方法について 182  
装置等（四アルキル鉛則） 391  
測定（石綿則） 287  
測定（鉛則） 384

測定（粉じん則） 265  
測定（有機則） 405  
測定およびその記録（石綿則） 287  
測定およびその記録（特化則） 348  
測定器具（酸欠則） 418  
測定器の備付け（電離則） 317  
測定結果の評価 187  
測定結果の評価（石綿則） 287  
測定結果の評価（特化則） 348  
測定結果の評価（鉛則） 384  
測定結果の評価（粉じん則） 266  
測定結果の評価（有機則） 405  
その他の施設（電離則） 307

### 【た】

体育活動等についての便宜供与等 218  
第1管理区分 188, 193  
第1評価値 188, 196  
第一類物質 329  
第一類物質の取り扱いに係る設備 340  
第1種酸素欠乏危険作業 415  
第1種有機溶剤等 392  
第1種有機溶剤等または第2種有機溶剤等に係る設備 398  
ダイオキシン類 244  
第57条第1項の政令で定める物及び通知対象物について事業者が行うべき調査等 129  
第3管理区分 188, 193, 195  
第3管理区分に区分された場所の措置（特化則）

350  
第3管理区分に区分された場所の措置(鉛則) 384  
第3管理区分に区分された場所の措置(粉じん則) 266  
第3管理区分に区分された場所の措置(有機則) 405  
第3種有機溶剤等 395  
第3種有機溶剤等に係る設備 398  
第三類物質 333  
第三類物質等 343  
退出者の汚染検査・持出し物品の汚染検査(除染電離則) 325  
代替設備の設置に伴う設備の特例 400  
第2管理区分 188, 193  
第2管理区分に区分された場所の措置(石綿則) 288  
第2管理区分に区分された場所の措置(特化則) 351  
第2管理区分に区分された場所の措置(鉛則) 386  
第2管理区分に区分された場所の措置(粉じん則) 267  
第2管理区分に区分された場所の措置(有機則) 407  
第2種有機溶剤等 394  
第2種酸素欠乏危険作業 415  
第2評価値 188, 196  
第二類物質 329  
第二類物質の製造等に係る設備 340  
退避(酸欠則) 420  
退避等(電離則) 311  
退避等・立入禁止措置・容器等・救護組織等(特化則)

346  
貸与 111  
立入禁止 242  
立入禁止(電離則) 305  
立入禁止措置(石綿則) 281  
他の屋内作業場から隔離されている屋内作業場における設備の特例 400  
単位作業場所が著しく狭い場合 149  
タンク 389  
タンク内作業(有機則) 404  
短時間有機溶剤業務を行う場合の設備の特例 399  
【ち】  
チェーンソー 111  
中高年齢者等についての配慮、措置 140  
直接捕集方法 144  
貯蔵および空の容器等の処理(鉛則) 382  
貯蔵および空容器の処理(有機則) 411  
【つ】  
通知(じん肺法) 497  
通知対象物 125, 133  
【て】  
定期外健康診断(じん肺法) 494  
定期健康診断 205  
定期健康診断(じん肺法) 493  
定期自主検査 115  
定期自主検査(石綿則) 283  
定期自主検査(電離則) 306  
定期自主検査(特化則) 347  
定期自主検査(鉛則) 382  
定期自主検査(有機則)

404  
定期自主検査を行うべき機械等(石綿則) 283  
定期に自主検査を行うべき機械等 116  
提供 117  
適用除外(鉛則) 371  
適用除外(特化則) 333  
適用の除外(有機則) 397  
適用場所(有機則) 397  
デザイン 72, 449  
転換手当(じん肺法) 500  
点検(石綿則) 284  
点検(電離則) 306  
点検(特化則) 347  
転写紙の製造に係る設備 377  
電線等の製造に係る設備 375  
電動ファン付き呼吸用保護具 112, 114  
電動ファン付き呼吸用保護具の規格 435  
電離放射線 297, 321  
電離放射線障害防止規則 46, 294  
【と】  
当該作業が行われる位置 150  
透過写真撮影用ガンマ線照射装置による作業の届出 317  
透過写真の撮影時の措置等 305  
透視時の措置 303  
銅製錬等に係る設備 373  
登録(作業環境測定士) 454  
登録(労働安全・衛生コンサルタント) 225  
登録講習機関 463  
登録証 456  
登録証の譲渡等の禁止 457  
登録の消除 458

登録の手続き 455  
登録の取消し等 457, 475  
特殊健康診断 201  
特殊な作業等の管理(特化則)  
354  
特殊な作業における防止措置  
(酸欠則) 421  
特定化学設備 343  
特定化学物質 91, 119,  
333  
特定化学物質(製造の許可を  
受けるべき有害物)  
119  
特定化学物質及び四アルキル  
鉛等作業主任者技能講習  
366  
特定化学物質作業主任者の選  
任および職務 347  
特定化学物質障害予防規則  
48, 328  
特定化学物質の濃度の測定  
159  
特定業務従事者の健康診断  
206  
特定線量下業務 322  
特定線量下業務従事者  
321  
特定線量下業務における電離  
放射線障害の防止  
326  
特定線量下作業 322  
特定第二類物質 332  
特定の物質・業務に係る適用  
除外(特化則) 333  
特定粉じん作業 257  
特定粉じん作業以外の粉じん  
作業に係る措置 259  
特定粉じん発生源 256  
特定粉じん発生源に係る措置  
258  
特定有機溶剤混合物に係る健  
康診断 365  
特定有機溶剤混合物に係る測  
定等 351  
特別安全衛生改善計画  
222

特別管理物質(特化則)  
209, 353  
特別教育の記録の保存  
138  
特別教育を必要とする業務  
136  
特別な作業の管理(電離則)  
309  
特別の教育(石綿則) 285  
特別の教育(酸欠則) 420  
特別の教育(除染電離則)  
326  
特別の教育(電離則) 314  
特別の教育(粉じん則)  
264  
特別有機溶剤 332  
特別有機溶剤業務 333  
特別有機溶剤等 332  
特別有機溶剤等に係る措置  
355  
特例緊急被ばく限度 301  
取扱い上の規制(電離則)  
308  
**【な】**  
内燃機関の使用禁止 240  
鉛化合物 370  
鉛化合物の製造に係る設備  
375  
鉛業務 93, 370  
鉛健康診断結果報告(鉛則)  
387  
鉛合金 370  
鉛合金の製造等に係る設備  
375  
鉛作業主任者 381  
鉛作業主任者技能講習  
388  
鉛製錬等に係る設備 372  
鉛装置の破砕等に係る設備  
377  
鉛蓄電池の製造等に係る設備  
374  
鉛中毒予防規則 51, 368  
鉛等 368  
鉛の濃度の測定 173

鉛ライニングに係る設備  
376  
鉛ライニングを施した物の溶  
接等に係る設備 376  
**【に】**  
ニトログリコールに係る措置  
359  
日本作業環境測定協会  
476  
**【ね】**  
熱中症対策 249  
**【の】**  
濃度基準値 238  
**【は】**  
排液処理(特化則) 342  
排液の処理 241  
排ガス処理(特化則) 342  
排気口 401  
排気の処理 241  
廃棄物収集等業務を行う際の  
容器の使用等(除染電離  
則) 325  
廃棄物の焼却施設に係る作業  
244  
排風機等 401  
ばく露の低減措置 238  
発散源に近接する場所にお  
ける作業 150  
罰則 233, 481, 501  
発破終了後の措置(粉じん則)  
265  
場の測定 130  
はんだ付けに係る設備  
377  
**【ひ】**  
東日本大震災により生じた放  
射性物質により汚染され  
た土壤等を除染するため  
の業務等に係る電離放射  
線障害防止規則 318  
避難用具等 420

皮膚障害防止用の保護具  
246  
皮膚等障害化学物質 246  
秘密保持義務等 474  
評価値の計算 196  
評価の結果に基づく措置（石綿則） 288  
病原体の処理 241  
標識の掲示（電離則） 304  
表示する者の氏名等 122  
表示等 119, 242  
病者の就業禁止 217

**【ふ】**

フィットテスト 267,  
351, 364, 385, 406  
吹き付けられた石綿等および  
石綿含有保温材等の除去  
等に係る措置 276  
ふく射熱からの保護 249  
プッシュプル型換気装置の性能等（鉛則、有機則）  
381, 402  
文書の交付 123  
文書の交付等 123  
粉じん作業（粉じん則）  
253  
粉じん作業（じん肺法）  
486  
粉じん作業に係る措置  
259  
粉じん障害防止規則 41,  
253  
粉じんにさらされる程度を低減させるための措置（じん肺法） 499  
粉じんの相対沈降径 149  
粉じんの発散を抑制するための措置（除染電離則）  
325  
粉じんの飛散の防止 241  
粉じんの濃度等の測定  
146  
分析 72  
分析方法 162, 178  
分粒装置を用いる 149

**【へ】**

変異原性試験 133  
ベンゼン等に係る措置  
360

**【ほ】**

報告（石綿則） 293  
報告（特化則） 367  
報告等 231  
報告等（作業環境測定法）  
478  
放射性物質 298  
放射性物質取扱作業室  
307  
放射性物質取扱作業室の汚染  
検査等 308  
放射性物質の濃度の測定  
157, 315  
放射線業務 90, 298  
放射線業務従事者の被ばく限  
度 300  
放射線源の収納 307  
放射線源の点検等 307  
放射線源の取出し等 305  
放射線装置室 304  
防じんマスク 112, 114  
防じんマスクの規格 430  
法第88条第1項ただし書の  
厚生労働省令で定める措  
置 228  
防毒マスク 112, 114  
防毒マスクの規格 432  
法令等の周知 232  
保温材、耐火被覆材等の除去  
等に係る措置 278  
保健指導等 212  
保護具（等） 246  
保護具（石綿則） 290  
保護具（除染電離則） 325  
保護具（特化則） 365  
保護具（粉じん則） 267  
保護具（有機則） 410  
保護具着用管理責任者  
240  
保護具等（電離則） 308

保護具等（鉛則） 387  
保護具等の管理（石綿則）  
290  
保護具等の点検（酸欠則）  
419  
保護具の汚染除去（除染電離  
則） 325  
保護具の数等（安衛則、有機  
則） 247, 411  
保護具の使用等（酸欠則）  
419  
補修等（石綿則） 285  
補修等（電離則） 306  
ほろ等の処理（特化則）  
343

**【ま】**

満15歳以下の者の健康診断  
の特例 206

**【め】**

名称等の通知 127  
名称等の表示 122  
名称等を通知すべき危険物及  
び有害物 126  
名称等を表示すべき危険物及  
び有害物 120  
名称の使用制限 460, 477  
免許 220  
免許試験 220  
免許の取消し等 220  
面接指導等 212  
メンタルヘルス 214

**【も】**

最も高くなると思われる時間  
150

**【や】**

焼入れに係る設備 378  
雇入れ時等の教育 135  
雇入時の健康診断 204

**【ゆ】**

有害原因の除去 237  
有害性の調査の指示 134

有害な作業環境 237  
有害物等による健康障害の防止 105  
有害物の分布等 148  
有機溶剤 97, 392  
有機溶剤業務 395  
有機溶剤作業主任者技能講習 411  
有機溶剤作業主任者の選任および職務 403  
有機溶剤中毒予防規則 53, 392  
有機溶剤等 392  
有機溶剤等の区分の表示 404  
有機溶剤等の貯蔵 411  
有機溶剤の貯蔵及び空容器の処理 411  
有機溶剤の濃度の測定 175  
遊離けい酸の含有率の測定 148  
床(特化則) 344  
床上50センチメートル以上150センチメートル以下の位置に限る 148

## 【よ】

容器(電離則) 308  
要求性能墜落制止器具等(酸欠則) 419  
用後処理(特化則) 342

## 【り】

離職時健康診断(じん肺法) 495  
リスクアセスメント 109, 129, 133, 228  
リスクアセスメントの結果等の記録及び保存並びに周

知 130  
リスクアセスメントの実施時期等 130  
リフラクトリーセラミックファイバー等に係る措置 363  
硫化水素中毒 415  
硫酸ジエチル等に係る措置 361  
療養(じん肺法) 501  
臨時に有機溶剤業務を行う場合の適用除外等 399

## 【れ】

冷却凝縮捕集方法 144  
連絡(酸欠則) 419

## 【ろ】

漏えいの防止(特化則) 343  
労働安全衛生規則 38, 237  
労働安全衛生法 15, 69  
労働安全衛生法第57条第1項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標準章 123  
労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS:Occupational Safety and Health Management System) 109, 228, 505  
労働安全コンサルタントおよび労働衛生コンサルタントの業務 224  
労働安全コンサルタント試験 224  
労働衛生コンサルタント試験 225  
労働衛生の三管理 201

労働基準監督官 477  
労働基準監督官等による立入指導等 231  
労働基準監督署長 477  
労働基準監督署長の許可に係る設備の特例(特化則, 鉛則, 有機則) 341, 379, 400  
労働災害 71  
労働災害防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針 104  
労働災害防止計画 73  
労働時間延長の制限 79  
労働者 71  
労働者(じん肺法) 486  
労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務に係る措置 279  
労働者の危険又は健康障害を防止するための措置 104  
労働者の希望する医師等による健康診断の証明 208  
労働者の協力 73  
労働者の心の健康保持増進のための指針 219  
労働者の就業に当たっての措置 135  
労働者の遵守事項 106  
労働者の使用義務 247  
労働者の保護具等の使用業務(鉛則) 388  
ろ過集じん方式の集じん装置 379  
ろ過板 303  
ろ過捕集方法 144